

畜 第 1 2 2 5 号  
平成31年 2 月 22 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 様

鹿児島県農政部畜産課長



養豚農場への入退場時の衛生措置の徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

豚コレラに係る防疫対策については、適切に実施いただいているところですが、今般、岐阜県において、4者（岐阜県の家畜防疫員、他都道府県の家畜防疫員、養豚診療を行う獣医師及び農林水産省）による調査チームを編成し、岐阜県内の養豚農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の再確認及び改善指導を実施したところ、不十分な点や改善すべき点の指摘がありました。一例として、納品や集配業務等の目的で養豚農場へ入退場する畜産関係者の車両等に対する消毒の未実施又は不備が挙げられています。

については、豚コレラウイルスを含む病原体の養豚農場への持ち込みや、他の農場等への持ち出しを防ぐため、傘下会員等に対し、農場への入退場時における車両・輸送容器の消毒、更衣、靴の履き替え・消毒等の衛生措置の実施について、改めて指導をお願いします。

<農林水産省ホームページ：家畜伝染病の発生に関する情報>

豚コレラ

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

<県から家畜伝染病発生情報等の随時発信しています。メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

<http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodonoogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 米丸・平島  
TEL 099-286-3224  
FAX 099-286-5599

写

30消安第5613号  
平成31年2月21日

鹿児島県農政部長 殿

消費・安全局動物衛生課長

養豚農場への入退場時の衛生措置の徹底について（情報共有とお願い）

このことについて、別添のとおり別記団体の長宛てに通知しておりますので、御了知の上、防疫対策の徹底につき協力をお願いいたします。

写

30 消安第 5613 号  
平成 31 年 2 月 21 日

別記団体の長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場への入退場時の衛生措置の徹底について（情報共有とお願い）

平素より家畜衛生行政への御理解・御協力に感謝申し上げます。

これまで5府県で発生が確認されている豚コレラにつきましては、生産者や各都道府県の家畜衛生担当部局だけでなく、畜産関係団体をはじめとする関係者の皆様の御協力を賜りながら、一丸となって防疫措置を行っているところです。

この度、岐阜県において、4者（岐阜県の家畜防疫員、他都道府県の家畜防疫員、養豚診療を行う獣医師及び当省担当者）による調査チームを編成し、岐阜県内の養豚農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の再確認及び改善指導を実施しました。この結果、これまでも再三にわたり各農場での飼養衛生管理基準の遵守の指導を徹底していたにも関わらず、その遵守が不十分な点や改善すべき点が指摘されています。

上記の改善すべき点のひとつとして、納品や集配業務等の目的で養豚農場へ入退場（徒歩、車両）する一部の畜産関係者の車両等、消毒の未実施又は不備が挙げられています。

これまでに、累次の通知により、農場主等に対して農場に出入りする際の消毒等を徹底するよう指導しているところではありますが、貴職におかれましても、豚コレラウイルスの養豚農場への持ち込みや、他の農場等への持ち出しを防ぐため、農場への入退場時における車両・輸送容器の消毒、更衣、靴の履き替え・消毒等の衛生措置の実施について、各農場が定める方法に従い、より一層徹底いただくよう、協力をお願い申し上げますとともに、このことについて貴会傘下会員各位に周知いただくようお願い申し上げます。